

# 半導体等製造に用いる HFCの製造、輸入に関する 取扱いについて

※本資料中、規定類名称の略語（「運用通知」等）は、資料1のP11に準じます。

# 1. 製造、輸入に係る割当て及び確認の取扱い（総論）①

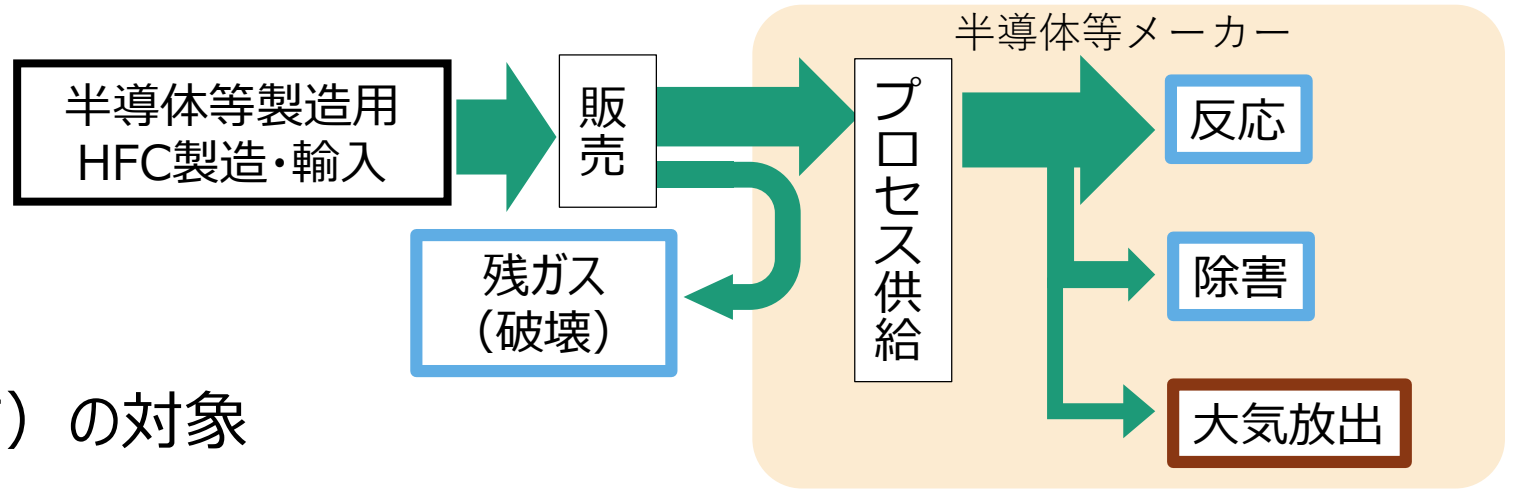
○半導体等の製造に用いるHFCの製造、輸入については、下図の考え方で、割当て及び確認を行います。

青色枠相当分は、

①原料用途確認の対象  
(事前確認、割当て対象外)

茶色枠相当分は、

②製造許可・輸入承認（割当て）の対象



<イメージ> 100のHFCが半導体製造用として製造又は輸入される場合の取扱い

仮に、そのHFCを購入した半導体メーカーにおいて

90が製造プロセスに供給され（ポンベに残る**10**は破壊）、製造プロセス中においては、**54**が反応に使用され、**32**が除害装置で除害、残る**4**は大気放出、と想定される場合

→ HFCが反応等で別物質に変化する**96**（=**10+54+32**）は、原料用途として事前確認の対象、大気放出される**4**は、製造許可・輸入承認（割当て）の対象となります。

# 1. 製造、輸入に係る割当て及び確認の取扱い（総論）②

○半導体等製造用途に係る製造許可・輸入承認（割当て）の対象分は、運用通知における「3. 例外的運用（3）例外的用途に係る割当て」タイプの審査対象とします。

※なお、基本的運用において申請基準値を設定され製造許可、輸入承認を取得された方が、その範囲内で、半導体用途のHFCを製造・輸入されることは妨げません。

# 1. 製造、輸入に係る割当て及び確認の取扱い（総論） ③

- HFCを国内で製造される方（ガスメーカー）  
→原料用途申請と、割当て内示申請及び製造許可申請が必要となります。  
詳しくはP 4 2. をご覧ください。
- HFCを海外から輸入される方（輸入商社等）  
→原料用途申請と、割当て内示申請及び輸入承認申請が必要となります。  
詳しくはP 7 3. をご覧ください。
- HFCを製造原料に使用される方（半導体等メーカー）  
→経済産業省への申請は不要です。ただし、ガスメーカーや輸入商社等の方々からの求めに応じ、原料用途証明書を発行、交付いただく必要があります。  
詳しくはP10 4. をご覧ください。

## 2. 来年（2019年）HFCを製造される方の対応（ガスメーカー）①

○ 1. をご参照いただき、以下 2 つの申請を行ってください。

①原料用途分に係る原料用途申請

②大気放出分に係る割当て内示申請及び製造許可申請

### ①原料用途申請（資料1 P27参照）

○申請には、以下2点の書類が必要です。

- ・「原料として使用された特定物質等の製造確認申請書（施行規則様式第8）」
- ・HFCを原料使用される方（半導体等の製造メーカー）が発行する、「特定物質等の原料使用の証明書（施行規則様式第9）」

○申請は随時受け付けます。ただし、②製造の内示申請と同時に審査を行いますので、年内の確認及び内示・許可が必要な方は、極力早めに提出ください。（②の期限より大きく遅れると、年内の確認や内示ができなくなります。）

## 2. 来年（2019年）HFCを製造される方の対応（ガスメーカー）③

### ②割当て内示申請及び製造許可申請（資料1 P16、22、23参照）

○Step 1の内示申請に当たっては、例外的運用③の例外的用途類型での申請が可能です。  
「例外的用途に係る製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書（内示申請手続き通知様式5）」を使用してください。

○本年中の申請期間は、9/28～10/19です。なお、その審査は、対応する①原料用途確認申請が提出された段階で行います。

（①の申請がこの期限より大きく遅れると、年内の内示ができなくなります。）

なお、来年中での申請も受け付けます。

○内示書が交付されれば、その範囲内でオゾン層保護法に基づく製造許可を申請してください。  
申請時期及び許可書交付は12月頃を予定しています。

### 3. 来年HFCを輸入される方の対応（輸入商社等）①

○ 1. をご参照いただき、以下 2 つの申請を行ってください。

①原料用途分に係る原料用途申請

②大気放出分に係る割当て内示申請及び輸入承認申請



### 3. 来年HFCを輸入される方の対応（輸入商社等）②

#### ①原料用途申請（資料1 P27参照）

○申請には、以下 2点の書類が必要です。これらの申請書等はHPに掲載されております。

- ・原料用途確認申請書（輸入注意事項様式第1）
- ・原料として使用される方（半導体等の製造メーカー）が発行する原料用途証明書（輸入注意事項様式第2）

○申請は随時受け付けます。ただし、②輸入の内示申請と同時に審査を行いますので、年内の内示が必要な方は、極力早めに提出してください。（②の期限より大きく遅れると、年内の内示ができなくなります。なお、確認書の交付は、来年1月を予定しています。）

### 3. 来年HFCを輸入される方の対応（輸入商社等）③

#### ②割当て内示申請及び輸入承認申請（資料1 P16、22、25参照）

○Step 1 の内示申請に当たっては、例外的運用③の例外的用途類型での申請が可能です。  
「例外的用途に係る製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書（内示申請手続き通知様式5）」を使用してください。

○本年中の申請期間は、9/28～10/19です。審査は、対応する①原料用途確認申請が提出された段階で行います。

（①の申請がこの期限より大きく遅れると、年内の内示ができなくなります。）

なお、来年中での申請も受け付けます。

○内示書が交付されれば、その範囲内で外為法に基づく輸入承認を申請してください。

なお、申請受付は12月頃、承認証交付は来年1月を予定しています。

## 4. 製造原料にHFCを使用される方（半導体等メーカー）①

○HFCの製造や輸入を行わず、国内でHFCを購入し、使用されるのみの方は、本改正法の規制対象ではありません。したがって、経済産業省への申請等は必要ありません。

（原料用途での製造や輸入の申請は、2. ①及び3. ①のとおり、製造を行うガスメーカーや輸入を行う輸入商社等の方々が行います。）

○一方、ガスメーカーや輸入商社等の方々が、経済産業省に原料用途の製造や輸入の確認申請を行う際には、2. ①及び3. ①のとおり、そのHFCを原料として使用される方（半導体等メーカー）が発行する原料用途証明書が必要となります。

○このため、半導体等のメーカーの方など、HFCを原料として使用される方は、そのHFCの調達先であるガスメーカーや輸入商社等の方からの求めに応じ、原料用途証明書（※）を発行、交付いただくことが必要です。（資料1 P27参照）

（なお、証明書の記載イメージは、＜別添＞に示します。）

## 4. 製造原料にHFCを使用される方（半導体等メーカー）②

○なお、証明書の提出先が、製造を行う方の場合と、輸入を行う方の場合で、用いる様式が異なります。交付先にご確認下さい。

✓ 製造の場合 → 施行規則様式第9

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/ozone/law\\_ozone\\_report2.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_ozone_report2.html)

✓ 輸入の場合 → 輸入注意事項様式第2

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/ozone/law\\_ozone\\_exception.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_ozone_exception.html)

平成11年7月21日付け輸入注意事項11第37号の一部を改正する規程（31年1月1日施行）

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/import/2018/20180928\\_046\\_im.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2018/20180928_046_im.pdf)